

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：南波建設株式会社
業者の住所：群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452
- 2 指名停止措置期間：令和8年1月6日から令和8年1月19日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県
- 4 事実概要
同社は、吾妻郡東吾妻町大字原町内の工事において、令和6年10月29日、積載型トラッククレーンを用いて荷の運搬業務を行わせるに際し、あらかじめ作業計画を定めず作業を行わせたことにより、作業員が死亡する工事関係者死亡事故を発生させたものである。この件について、同社及び現場監督は、中之条簡易裁判所から労働安全衛生法違反及び労働安全衛生規則違反でそれぞれ罰金の判決を受け、令和7年2月19日、その刑が確定したものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内